

四日市市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月11日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第10号

四日市市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則
四日市市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則（平成26年四日市市規則第35号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(通行障害建築物の要件の特例) 第2条 (略) 2 省令第4条の規則で定める距離は、 政令第4条第1号イ又はロに掲げる場合の区分に応じて <u>当該イ又はロ</u> に定める距離に地盤面から前項の路面の中心までの高さに相当する距離を加えたものとする。	(通行障害建築物の要件の特例) 第2条 (略) 2 省令第4条の規則で定める距離は、 政令第4条各号に掲げる場合の区分に応じて <u>当該各号</u> に定める距離に地盤面から前項の路面の中心までの高さに相当する距離を加えたものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(都市整備部建築指導課)